

第13期埼玉県男女共同参画審議会委員の募集について

埼玉県では、埼玉県男女共同参画推進条例第10条に基づき、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項の調査審議などを行うため「埼玉県男女共同参画審議会」を設置しています。

男女が性別にかかわらず、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会を実現していくためには、県民、事業者、行政が連携して取り組むことが必要です。

そこで、男女共同参画の推進に関する活動を行っている県民の方から、埼玉県男女共同参画審議会委員の一部を公募します。

1 募集人員 2名

2 応募資格

男女共同参画の推進に関する活動を行っている方で、委員に応募しようとする方は、次の条件を満たすことが必要です。

(1) 埼玉県に在住、在勤または在学し、令和6年4月1日時点で満18歳以上であること。

ただし、埼玉県職員及び埼玉県職員であった者（退職後2年以内の者に限る。）を除きます。

(2) 平日のオンラインで開催する会議に出席できること。（年2～4回）

※オンライン開催の場合は、機器及び通信費等は自己負担となります。

3 応募方法

以下の書類を郵送又は電子メールにより提出してください。

- ・ **第13期埼玉県男女共同参画審議会委員応募用紙**
- ・ **次のテーマに基づいた作文**（タイトルの設定は自由で800字程度。ワープロソフトの場合は、用紙A4・13ポイント）

テーマ「男女共同参画社会の実現に向けて」

* あなたの男女共同参画の推進に関する活動を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、本県においてどのように取組を進めていけばよいか、あなたのお考えをお書きください。

※ 郵送の場合は、封筒の表に「埼玉県男女共同参画審議会公募選考申込書在中」と朱書きしてください。

※ 電子メールで提出する場合は、人権・男女共同参画課に電話で連絡を入れてください。

4 募集期間 令和6年3月11日（月）から4月12日（金）まで（当日消印有効）

5 選考

作文・面接による選考を経て、委員を決定します。

なお、面接は作文による選考を通過した人のみ実施します。（令和6年5月頃を予定）

6 報酬

委員として審議会に出席した場合に、「執行機関の附属機関に関する条例」の規定により、報酬及び交通費をお支払いします。

7 任期 令和6年7月1日～令和8年6月30日（2年間）

8 審議会の行う事務

- (1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議します。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べます。

9 その他

提出された作文及び応募用紙は返却しません。

作文及び応募用紙等の個人情報については委員の選考以外には使用いたしません。

【申込及び問合せ先】

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課
〒330-9301（所在地記入不要）

電話 048-830-2921

e-mail a2250-04@pref.saitama.lg.jp